

令和6年9月30日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

医薬品等に係る厚生労働省が発出した事務連絡について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省医薬局より発出された下記の通知について、日本医師会並びに大阪府健康医療部を通じ別添のとおり周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了解いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、下記通知につきましては、大阪府ホームページに下記の全通知が掲載されているほか、1、2の通知は日本医師会メンバーズルームにも掲載されておりますのでご参照ください。

【大阪府健康医療部生活衛生室薬務課のホームページ】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100100/yakumu/tuuti/index.html>

【日本医師会メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/bunsyo3.cgi>

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角入力。宛名シール下部に印刷）

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角入力）

記

1. 患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について（令和6年8月30日付け 医薬安発0830第1号 厚生労働省医薬局医薬安全対策課長通知）
2. デュピルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎）の一部改正について（令和6年9月13日付け 医薬薬審発0913第1号 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）
3. ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（尿路上皮癌）の一部改正について（令和6年9月24日付け 医薬薬審発0924第1号 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）

4. ウパダシチニブ水和物製剤の最適使用推進ガイドライン（既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎）の一部改正について（令和6年9月24日付け 医薬薬審発0924第2号 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267